



都計第 147 号
令和 7 年 8 月 27 日

関係団体各位

都市計画課長
(公印省略)

都市計画法に基づく開発許可事務に係る松前町への権限移譲について

平素より本県の開発許可制度に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和 7 年 3 月 25 日付け 6 都計第 346 号により通知していますとおり、令和 7 年 10 月 1 日より都市計画法に基づく開発許可事務のうち、松前町内の土地に係るものについては、松前町へ権限移譲することとなっています。

つきましては、権限移譲の概要や、よくあるご質問等について、別紙チラシを作成しましたので、貴管下会員等の関係する方々へも周知いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本通知の内容については、県ホームページ「松前町への開発許可事務の権限移譲について」(<https://www.pref.ehime.jp/page/120378.html>)にも掲載していますので、御参照ください。

令和7年10月1日より、松前町に開発許可等の権限が移ります

都市計画法に基づく開発許可等及び建築許可等の事務は、松前町が行いますので、事前相談や申請も松前町が窓口となります。

開発許可の流れ(現在)

開発許可の事前協議	愛媛県
都市計画法に基づく開発許可申請	松前町
都市計画法に基づく開発許可	愛媛県
完了届 完了検査 検査済証の交付	愛媛県

開発許可の流れ(R7.10.1以降)

開発許可の事前協議	松前町
都市計画法に基づく開発許可申請	
都市計画法に基づく開発許可	
完了届 現場検査 検査済証の交付	

よくある質問

Q.届出などは全部、松前町へ提出すれば良いの？

A. 令和7年10月1日以降、開発許可に関する書類は全て松前町まちづくり課へ提出してください。

Q.事前協議はどうすれば良いの？

A. 許可日が10月1日以降となる見込みの事前協議については、令和7年9月1日より松前町まちづくり課にて協議の受付を開始します。

※8月31日以前であっても、開発審査会へ付議する必要があるなど、許可までに相当期間を要するものについては、松前町まちづくり課において協議を受け付けます。

※9月30日以前に許可となる見込みのものについては、9月1日以降であっても、引き続き中予地方局建築指導課にて協議を受け付けますが、協議内容や時期によっては、松前町まちづくり課を案内させていただきます。

Q.令和7年10月1日時点で許可申請中や工事中の場合、許可や完了検査等はどうなるの？

A. 令和7年10月1日以降は、許可や完了検査等の全ての事務を松前町が行うこととなります。

申請・許可情報は愛媛県と松前町で連携を行いますので、申請者の方からご連絡や再申請等をしていただく必要はございませんが、10月1日以降は許可書交付や工事完了届出の窓口が松前町まちづくり課となりますので、ご注意ください。

Q.開発許可の審査基準は変わるの？

A. 松前町においては、愛媛県と同様の基準内容で、松前町の開発許可制度の手引きを規定します。

詳細は松前町ホームページにて令和7年9月上旬に公表予定となっていますので、そちらをご確認ください。

※開発登録簿の閲覧（令和7年9月30日以前に開発許可を受けたものの登録簿も含む）等は松前町で行います。

《 その他の主な変更点 》

各種申請手数料は、松前町産業建設部まちづくり課でお渡しする「納入通知書」によりお支払いください。

※愛媛県証紙は使用できませんのでご注意ください。

- 松前町産業建設部まちづくり課 (電話) 089-985-4124
- 愛媛県土木部道路都市局都市計画課 (電話) 089-912-2742
- 愛媛県中予地方局建設部建築指導課 (電話) 089-909-8778